

横芝光 I C 周辺産業用地整備基本計画策定業務委託

公募型プロポーザル事業者募集要項

令和 4 年 4 月

横芝光町 企画空港課

横芝光 I C 周辺産業用地整備基本計画策定業務委託  
公募型プロポーザル事業者募集要項

**1 本募集要項について**

本募集要項は「横芝光 I C 周辺産業用地整備基本計画策定業務委託」公募型プロポーザルの実施に際し、基本的事項を記載したものであり、横芝光 I C 周辺産業用地整備基本計画策定業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）第 8 条の規定に基づくものである。

**2 業務概要**

(1) 業務件名

横芝光 I C 周辺産業用地整備基本計画策定業務委託

(2) 業務期間

契約締結日の翌日から令和 5 年 3 月 2 0 日（月）まで

(3) 業務目的

本町では、近年の成田空港の機能強化や圏央道の整備等の動きを踏まえ、今後の町の土地利用に係る方向性及び町の活性化戦略として「横芝光町土地利用ビジョン」を平成 31 年 3 月に策定している。

この土地利用ビジョンの中で横芝光 IC 周辺地区は広域交通の結節点となることから、その利便性を活かした複合拠点の整備を重点戦略に位置付けており、事業化に向けた具体的な土地利用の検討が必要となっている。

本業務では、複合拠点の具体化に向けたまちづくりの方向性及び土地利用、施設内容など基本計画を策定するものである。

(4) 対象とする調査地区

銚子連絡道路横芝光 I C 周辺の面積約 4 1. 2 ヘクタール

(5) 業務内容

別添 1 「横芝光 I C 周辺 産業用地整備基本計画策定業務委託 特記仕様書（案）」（以下「特記仕様書(案)」という。）及び別添 2 「標準設計書（案）」のとおりとする。

(6) 標準業務金額（提案上限金額）

2 7, 5 0 0 千円（税込）

### 3 募集要領

#### (1) 受注候補者選定方針

受注候補者の選定については、横芝光町の職員で構成する「横芝光 IC 周辺産業用地整備基本計画策定業務委託に係るプロポーザル審査委員会」（以下「プロポーザル審査委員会」という。）において、業務実績、技術資格等による客観評価、技術提案書に基づくプレゼンテーション等の技術提案評価、参考見積書の価格評価を実施した上で、客観評価点、技術提案評価点及び価格評価点の合計点が、技術提案者の内、最高得点者を受注候補者、次の得点者を次点受注候補者として選定する。

#### (2) 実施スケジュール（予定）

内 容	日 程
公募開始の公表（募集要項等の配布）	令和4年4月15日（金）
質疑の受付	令和4年4月19日（火）17時まで
質疑への回答	令和4年4月22日（金）
参加表明書類の提出	令和4年4月26日（火）17時まで
参加資格及び客観評価の審査	令和4年4月27日（水）
技術提案書の提出依頼	令和4年4月28日（木）
技術提案書に係る質疑の受付	令和4年5月11日（水）17時まで
技術提案書に係る質疑への回答	令和4年5月13日（金）
技術提案書の提出期限	令和4年5月17日（火）17時まで
技術提案書の評価 （プレゼンテーション及びヒアリング）	令和4年5月24日（火）
受注候補者及び次点受注候補者の決定通知 審査結果の公表	令和4年5月25日（水）
契約締結	令和4年5月31日（火）予定

#### (3) プロポーザル審査委員会の構成

① 委 員 町職員 6名

② 事務局 横芝光町役場 企画空港課 企業誘致班

住所 〒289-1793

千葉県山武郡横芝光町宮川 11902

電話 0479-84-1279

FAX 0479-84-2713

E-mail [kikakuko@town.yokoshibahikari.chiba.jp](mailto:kikakuko@town.yokoshibahikari.chiba.jp)

#### (4) 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する事業者は次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- ① 令和4・5年度横芝光町建設工事等入札参加資格者名簿の「測量・コンサルタント部門」の資格業種「土木：都市計画及び地方計画」及び「土木：下水道」に登載されていること。
- ② 千葉県若しくは近隣都県（東京都、神奈川県、埼玉県、茨城県）に本店を有し、千葉県内に本店若しくは契約委任している支店、営業所を有すること。
- ③ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の申立てがなされた場合は、更生計画の認可の決定がなされていること。
- ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、再生計画の認可の決定がなされていること。
- ⑥ 手形交換所による取引停止処分を受けて2年以上を経過していること、または本委託業務の受注候補者決定日前6か月以内に手形、小切手を不渡りにしていないこと。
- ⑦ 本募集要項の募集開始の日から参加表明書の提出締切までに、横芝光町暴力団排除条例（平成24年条例第2号。以下「暴力団排除条例」という。）の規定による措置、横芝光町建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成23年策定）の規定による指名停止措置、または横芝光町入札契約に係る暴力団対策措置要綱（平成27年策定）の規定による指名除外を受けていないこと。
- ⑧ 暴力団排除条例第2条に規定する暴力団または暴力団員、暴力団員等を構成員としていないこと。
- ⑨ 国税、都道府県民税及び市町村税を滞納していないこと。
- ⑩ 建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)別表の「都市計画及び地方計画部門」、「下水道部門」の認定を受けていること。
- ⑪ 地方公共団体において産業用地、工業団地整備等の基本計画、基本設計若しくは実施設計に関する業務の完了実績を有していること。
- ⑫ 土地区画整理事業の基本計画、基本設計若しくは実施設計に関する業務の完了実績を有していること。

#### (5) 業務実施上の要件

業務の実施にあたっては、次に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- ① 受注者は業務の全部または主たる部分を第三者に委託してはならない。
- ② 配置予定技術者

受注者は管理技術者及び担当技術者を配置することとし、それぞれ以下の条件を満たす者とする。

ア) 管理技術者

参加表明書の提出時点で当該企業に 3 ヶ月以上継続して雇用されており、技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 2 条第 1 項に規定する技術士（以下「技術士」という。）（総合技術管理部門の「建設－都市及び地方計画」又は建設部門の「都市及び地方計画」のいずれか）資格を有し、かつ、平成 24 年度以降（10 年間）に土地区画整理事業のまちづくり基本調査、区画整理事業調査、基本計画、基本設計、実施設計業務のいずれかに技術者として従事し、完了した実績を有する者。

なお、土地区画整理士法（昭和 29 年法律第 109 号）第 117 条の 3 に規定する土地区画整理士の資格を併せて持つ者は評価点の加点対象とする。

#### イ) 担当技術者 1

参加表明書の提出時点で当該企業に 3 ヶ月以上継続して雇用されており、技術士（総合技術管理部門の「建設－都市及び地方計画」又は建設部門の「都市及び地方計画」のいずれか）資格を有する者。

なお、土地区画整理士法（昭和 29 年法律第 109 号）第 117 条の 3 に規定する土地区画整理士の資格を併せて持つ者は評価点の加点対象とする。

#### ウ) 担当技術者 2

参加表明書の提出時点で当該企業に 3 ヶ月以上継続して雇用されており、技術士（上下水道部門－下水道）の資格を有する者

## 4 応募手続

### (1) 参加表明書類の提出

技術提案書の提出を希望する者は、以下の要領で参加表明書類を提出すること。

#### ① 受付期間

令和 4 年 4 月 15 日（金）から令和 4 年 4 月 26 日（火）17 時まで（必着）

#### ② 受付場所

事務局（横芝光町役場 企画空港課 企業誘致班）

#### ③ 提出方法

受付場所まで持参または郵送すること。

なお、郵送する場合は事務局に電話での事前連絡を行い、許可を受けた上で行うこと。

#### ④ 提出書類及び提出部数

i 参加表明書及び誓約書 【様式 1】※両面印刷 原本 1 部

ii 技術提案者の業務実績等 【様式 3】 1 部

業務実績については「3 募集要領 (4)参加資格要件⑪、⑫」に定める同種業務の実績等について記載するものとし、これらを証明する書類（契約書、登録証等の写し、テクリス等）を添付すること。

業務実績は、令和4年3月31日までに完了しているものを記載すること。

- iii 配置予定技術者の配置計画 【様式4】 1部
- iv 配置予定技術者申告書 【様式5】 1部

管理技術者1名及び担当技術者2名についてそれぞれ作成することとし、技術者の資格を証明する資料（資格証の写し等）、雇用を証明する書類（健康保険証等）及び管理技術者の同種業務の実績を証明する資料（契約書の写し等）を添付すること。

(2) 募集要項等に関する質疑の受付及び回答

① 受付期間

令和4年4月15日(金)から令和4年4月19日(火)17時まで(必着)

② 受付場所

事務局 横芝光町役場 企画空港課 企業誘致班

E-mail [kikakuko@town.yokoshibahikari.chiba.jp](mailto:kikakuko@town.yokoshibahikari.chiba.jp)

③ 提出方法

質問書【様式2】に質問事項を記入し、電子メールにより事務局へ送付の上、電話で着信確認を行うこと。なお、電話・FAX等での質問は受け付けないので、注意すること。

④ 質問回答について

質問に対する回答は、令和4年4月22日(金)までに町ホームページ上にて公開する。回答内容は本要項の追加・修正として取り扱う。

(3) 提出書類作成上の留意事項

- ① 使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位とする。提出した書類の訂正、追記、返却は認めない。また、要求する内容以外の書類や図面等は受理しない。(5)技術提案書等の提出についても同様とする。
- ② 参加表明書類についてのヒアリングは、実施しない。ただし、記載内容が不明確で参加資格を確認出来ない場合には、説明を求めることがある。

(4) 参加資格審査及び技術提案書提出の依頼

参加資格の審査は「3 募集要項 (4)参加資格要件」に適合するかを審査し、適合した参加表明者に対して、令和4年4月28日(木)に【様式6】を電子メールにより参加表明書に記載されたe-mailアドレス宛に送付し、技術提案書の提出を依頼する。

(5) 技術提案書等の提出

- ① 技術提案書提出の依頼を受けた参加表明者は、次に掲げる書類を提出すること。
  - i 技術提案書の提出及びプレゼンテーション・ヒアリング参加者について 【様式7】  
1部

- ii 技術提案書 【様式 8】 10 部
- iii 参考見積書及び見積内訳書 【様式 9】 10 部

② 提出期限

令和 4 年 5 月 17 日(火)17 時まで

③ 技術提案書等の作成の注意事項

i 技術提案書の提出及びプレゼンテーション・ヒアリング参加者について【様式 7】  
代表者印を押印の上、提出すること。

ii 技術提案書【様式 8】

A4 判縦置き、横書き 1 枚を 1 ページとし、10 ページ以内に記載すること。ただし、  
両面印刷は不可、カラー印刷可、A3 判を使用する場合は、A3 判 1 ページにつき A  
4 判 2 ページ換算する。

文字の大きさは原則として 10.5 ポイント以上とすること。

また、特定テーマについて提案を求めするため、技術提案書の中で記載箇所について明示  
すること。

〈特定テーマ 1〉

本地区の法規制に関する課題をあげ、課題に対する検討方針について述べよ。

〈特定テーマ 2〉

本地区の浸水対策に関する課題をあげ、課題に対する検討方針について述べよ。

iii 参考見積書【様式 9】

見積内訳書には、様式自由により各項目の金額を記載すること。

iv 技術提案書等の提出期限後の差し替え、追加等は一切認めない。

④ 技術提案書評価基準

技術提案書の評価基準は、別表のとおりとする。

⑤ 既存資料の閲覧について

技術提案書の作成にあたり、以下の資料の閲覧ができる。

i 資料名 (○…町ホームページ掲載有、●町ホームページ掲載無)

○第 2 次横芝光町総合計画 (平成 30 年 3 月)

○横芝光町都市計画マスタープラン (令和 4 年 3 月)

○横芝光町都市計画図 (令和 2 年 4 月)

○横芝光町国土強靱化地域計画 (令和 3 年 3 月)

○横芝光町地域防災計画 (令和 4 年 3 月改訂)

○第 2 期横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略 (令和 3 年 6 月改正)

○横芝光町土地利用ビジョン (平成 31 年 3 月)

○横芝光町産業導入拠点形成戦略策定調査業務報告書の概要 (令和 3 年 3 月)

●横芝光町産業導入拠点形成戦略策定調査業務報告書 (令和 3 年 3 月)

●横芝光町農業振興地域整備計画 (平成 21 年 6 月)

既存資料の中で●町ホームページ掲載無となっている資料の貸出の希望又は閲覧を行う場合、事前に申し込みを行うこと。

ii 貸出、閲覧場所

事務局（横芝光町役場 企画空港課 企業誘致班）

iii 貸出、閲覧期間

令和4年4月18日（月）9時から令和4年5月16日（月）17時まで

（土曜日、日曜日、祝日を除く）

(6) 技術提案書等に関する質疑の受付及び回答

① 受付期間

令和4年4月28日(木)から令和4年5月11日(水)17時まで(必着)

② 受付場所

事務局 横芝光町役場 企画空港課 企業誘致班

E-mail [kikakuko@town.yokoshibahikari.chiba.jp](mailto:kikakuko@town.yokoshibahikari.chiba.jp)

③ 提出方法

質問書【様式2】に質問事項を記入し、電子メールにより事務局へ送付の上、電話で着信確認を行うこと。なお、電話・FAX等での質問は受け付けないので、注意すること。

④ 質問回答について

質問に対する回答は、令和4年5月13日(金)までに町ホームページ上にて公開する。回答内容は本要項の追加・修正として取り扱う。

(7) プレゼンテーション及びヒアリング

審査は「4 応募手続 (5)技術提案書等の提出 ④技術提案書評価基準（別表）」に基づき、プロポーザル審査委員会において、提案者によるプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼン等」という。）により行うものとし、プレゼン等の実施方法は以下のとおりとする。

① プレゼン等への出席は、本業務を担当する管理技術者を含む3名以内とする。

② プレゼン等の開催日程は令和4年5月24日(火)を予定しているが、具体的な日時については別途、個別に通知する。

③ プレゼン等は提案者が提出した技術提案書等の記載内容をパワーポイント等にて表現したもののみとし、新たな内容の資料提示は認めない。

④ スライド用のパソコンを持参すること。プロジェクター及びスクリーンは町で用意する。なお、プロジェクターはパソコンとの接続ケーブルを含み、接続端子はアナログRGB D-Subピン(VGA)若しくはHDMI(タイプA)となるため、対応していないパソコンを使用する場合には、当該端子へ変換するアダプタを持参すること。

⑤ プレゼンテーションの時間は20分以内、その後に審査委員からの質疑応答等のヒアリングを10分程度実施する予定である。パソコンのセッティング等の準備時間は別途設けるこ



ととする。

- ⑥ 新型コロナウイルス感染症対策として、手指消毒やマスク着用等の飛沫感染防止に関する事務局からの要請に協力すること。
- ⑦ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、都県を跨ぐ移動を制限される場合や出席者の体調が優れない場合で、出席予定者の出席が困難な場合には、速やかに、その旨、事務局に連絡すること。

#### (8) 特定・非特定通知

- ① 技術提案書を提出した者の中から、評価点の合計が最上位であるものを受注候補者、第二位であるものを次点受注候補者として特定し、令和4年5月25日(水)に【様式10】、【様式11】を電子メールにより参加表明書に記載された e-mail アドレス宛に送付し、通知する。また、提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を同じく【様式12】により通知する。また、町ホームページにも選定結果を公表する。

なお、選考理由、審査結果に関する問い合わせ、異議申し立てには一切応じない。

- ② 技術提案書を提出した者が1者のみの場合で、技術提案の評価の結果、受注候補者として適当と認められないときは、非特定とすることがある。

## 5 契約等

### (1) 業務委託契約

#### ① 契約の締結

実施要領第15条の規定による。

#### ② 契約に係る業務内容

契約に係る業務内容は、別添1特記仕様書（案）及び別添2標準設計書（案）に定める内容を標準とする。

なお、契約締結の際にプロポーザルの内容に即して特記仕様書及び設計書の内容を確定するが、提案内容がすべて設計金額に反映されるものではない。

#### ③ 契約書

別添3業務委託契約書（案）を使用する。

#### ④ その他

受注候補者として特定された者は、配置予定技術者申告書【様式5】に記載した配置予定技術者に当該業務を担当させなければならない。ただし、病休、死亡、退職等の変更がやむを得ないと発注者が認めた場合については、発注者と協議の上、同等以上の資格等を満たす技術者を配置するものとする。

### (2) 提出書類の取扱いについて

本プロポーザルにおいて提出された書類は返却しない。提出された書類が横芝光町情報公開条例（平成 18 年横芝光町条例第 8 号）に基づく開示請求の対象となった場合は、提案者の意向を確認した上で、本条例の規定に基づき公開の可否等を決定する。

別表 技術提案書評価基準

評価項目	評価の着目点		配点
<b>【客観評価】</b> 1.技術提案者(企業) の経験及び能力	1)業務実績 (産業系計画 設計業務)	平成24年度以降(過去10年間) に地方公共団体において産業用地、 工業団地整備等の基本計画、基本設 計若しくは実施設計に関する業務の 完了実績を有していること。	10
	2)業務実績 (土地区画整 理事業)	平成24年度以降(過去10年間) に土地区画整理事業の基本計画、基 本設計若しくは実施設計に関する業 務の完了実績を有していること。	10
<b>【客観評価】</b> 2.配置予定技術者 の経験及び能力	1)管理技術 者	<b>【資格】</b> 技術士(総合技術監理部門 建設－ 都市及び地方計画)または技術士(建 設部門－都市及び地方計画) <b>【実績】</b> 平成24年度以降(過去10年間) に土地区画整理事業のまちづくり基 本調査、区画整理事業調査、基本計 画、基本設計、実施設計業務のいづ れかに技術者として従事した実績 ※土地区画整理士の資格保有者は加 点	10
	2)担当技術者1 (都市計画)	<b>【資格】</b> 技術士(総合技術監理部門 建設－ 都市及び地方計画)または技術士(建 設部門－都市及び地方計画) ※土地区画整理士の資格保有者は加 点	8
	3)担当技術者2 (下水道)	<b>【資格】</b> 技術士(上下水道部門－下水道)の資 格を有する者	5

【技術提案評価】 3.業務理解度・事業の実現性・その他に関する提案	1)業務理解度	・業務の目的を的確に理解しているか ・業務工程及び業務フローに問題はないか	20
	2)事業の実現性	【特定テーマ1】 ・本地区の法規制に関する課題をあげ、課題に対する検討方針について述べよ。	10
	3)事業の実現性	【特定テーマ2】 ・本地区の浸水対策に関する課題をあげ、課題に対する検討方針について述べよ。	10
	4) 基本計画策定について、具体的な提案がされているか		10
	5) 事業化の検討について、具体的な提案がされているか		10
	6) 追加提案に関する事項		10
【技術提案評価】 4.技術提案書及びプレゼンテーション	1) 技術提案書の見やすさ、わかりやすさ		10
	2)プレゼンテーションのわかりやすさ、業務に対する取組意欲		10
【価格評価】 5.参考見積	1)業務コストの妥当性		3
合 計			136

※上記はプロポーザル審査委員会1人あたりの配点である。

※「1.技術提案者(企業)の経験及び能力」「2.配置予定技術者の経験及び能力」「5.参考見積」については、提出書類から客観的に行った採点を、プロポーザル審査委員会共通の採点とする。

※技術提案者が1社の場合、「3.業務理解度・事業の実現性・その他に関する提案」「4.技術提案書及びプレゼンテーション」における合計点数が6割以上でなければ受注候補者として特定しない。

横芝光 IC 周辺産業用地整備基本計画策定業務委託 見積項目

	項目名	数量	単位	金額(円)	備考
直接人件費		1	式		
1)各種条件などの整理	上位・関連計画	1	式		
	法規制の整理	1	式		
	既存産業団地の整備内容の整理	1	式		
	用地需要の整理	1	式		
	企業ニーズ調査の整理等	1	式		
2)整備基本方針の策定	課題の抽出	1	式		
	まちづくりのコンセプト、地区の将来像の設定	1	式		
	まちづくりの基本方針及び具体的な取り組み内容の検討、設定	1	式		
3)基本計画策定	土地利用基本計画	1	式		
	施設計画	1	式		
	造成計画	1	式		
	地区外整備の検討	1	式		
4)事業化の検討	事業手法などの検討	1	式		
	概算事業費の算出	1	式		
	事業スケジュール案の策定	1	式		
5)地権者勉強会の開催支援	当日資料案の作成	1	式		
	当日の出席、説明	1	式		
	議事録の作成	1	式		
6) 打合せ協議	関係機関協議を含む	1	式		
直接人件費計		1	式		
	印刷製本費	1	式		
	電子成果品作成費	1	式		
直接経費計		1	式		
直接原価計		1	式		
	その他原価	1	式		
業務原価		1	式		
	一般管理費等	1	式		

業務価格		1	式		
消費税		1	式		
総合計		1	式		